

令和4年12月21日
行政改革推進会議

基金の再点検について（案）

基金については、下記の方針に従い、各府省において再点検を行い、点検結果を行政改革推進本部事務局に報告されたい。

記

基金については、適正かつ効率的に国費を活用する観点から、毎年度、「基金シート」を活用して、各府省自らが執行状況を継続的に把握し、使用見込みの低い資金は返納するというPDCAサイクルを確立していくことが極めて重要である。特に、需要の大幅な減少等により低調な執行が継続している基金事業は、意義や有効性に問題があると考えられ、廃止を含め基金事業の在り方について検討すべきである。

こうした観点から、各府省においては、

- ① 「行政事業レビュー実施要領」に示された点検方針
- ② 「秋のレビュー」における、資金の保有方法、所管府省としての基金の監督体制、管理費の支出方法等に関する指摘

を踏まえた再点検を早急に実施し、余剰資金について国庫返納を行うとともに、引き続き、不断の見直しを行うべきである。

また、今後、基金の新設や積み増しを行う場合においては、今回の再点検の趣旨も踏まえ、具体的な需要を把握した上で算定された精度の高い事業見込みに基づく適切な基金規模とするよう留意すべきである。

行政事業レビュー実施要領（令和4年3月25日改正 行政改革推進会議） 抜粋

第3部 基金の点検等

1 基金シート（基金点検票）について

(5) 基金シートを通じた基金の点検等

各府省庁における基金シートを通じた基金の点検に当たっては、「基金基準」及び「基金の再点検について」（令和3年12月9日行政改革推進会議取りまとめ）を踏まえ、以下のとおり厳格に点検を実施し、余剰資金について国庫返納を行うものとする。

① 基金の点検等

ア 「保有割合」の基礎となる事業見込みに合理性や現実性を欠くことがないよう過去の執行実績や具体的な需要等を基に、精度の高い事業見込みを算定し、これに基づく「保有割合」の計算を実施する。

イ 将来に発生し得る損失への備えを目的とした事業については、当該事業で備えるべき損失の範囲（対象とする期間や、経費の内容等）を明確にした上で、当該損失に応じた合理性ある事業見込みを算定し、これに基づく「保有割合」の計算を実施する。

ウ 執行促進を目的として事業執行期間中に行う条件緩和や制度拡充には厳格に対応し、原則として余剰資金を国庫返納させるとともに、終了期限の延長についても、同様に厳格に対応する。

エ 個別具体の事業を基金方式により実施することの必要性については、個々の事業の性質に応じて適切に判断する。特に、以下の3類型に該当しない事業については、基金方式によることなく実施できないか真摯に検討する。

- ・ 不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業
- ・ 資金の回収を見込んで貸付け等を行う事業

・事業の進捗が他の事業の進捗に依存する事業

オ 需要の大幅な減少等により低調な執行が継続している基金事業は、意義や有効性に問題があると考えられる。レビューシートや基金シートにおける成果目標の達成状況などを踏まえ、廃止を含め基金事業の在り方について検討する。

② 基金の設置法人等の適格性の点検

基金を造成する法人等の適格性を担保する観点からチームは、基金の設置法人等の選定について以下のとおり点検を行うものとする。

ア 基金を新設した場合における基金の設置法人等の申請条件や審査項目、選定経緯について、他事業に比べて過度に制限的になっていないか、事業執行能力の審査が適切に実施されているか等の観点から点検する。

イ 既設の基金について、基金の大幅な積み増しにより事業量が拡大した場合や所期の円滑な業務運営が実現しない場合等必要に応じ基金の設置法人等の適格性を点検する。

③ 基金への拠出時期・額の適切性の点検

基金の効率的な活用を図るため、基金へ拠出を行う場合、基金への拠出時期及び額が、事業の性質に応じて年度当初の一括交付が必要であったか、基金事業の実施状況に応じたものとなっているかについて基金シートにおいて明らかにする。